静岡県告示第245号

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱(平成27年静岡県告示第687号)の一部を次のように 改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後	
第2 定義	第2 定義	
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)	
	(4) この要綱において「小規模介護老人保健	
	施設」とは、介護保険法第8条第28項に規	
	定する介護老人保健施設のうち、その入所	
	定員が29人以下であるものをいう。	
<u>(4) · (5)</u> ((((((((((<u>(5) · (6)</u> (略)	
	(7) この要綱において「小規模軽費老人ホー	
	<u>ム」とは、老人福祉法第20条の6の軽費老</u>	
	人ホームのうち、その入所定員が29人以下	
	であるものをいう。	
<u>(6)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)	
	<u>(9)</u> この要綱において「老人短期入所施設」	
	とは、老人福祉法第20条の3に規定する施	
	<u>設をいう。</u>	
<u>(7) ~(12)</u> (№各)	<u>(10) ~ (15)</u> (略)	
	<u>(16) この要綱において「生活支援ハウス」と</u>	
	は、老人福祉法第5条の2第3項に規定す	
	<u>る便宜を供与し、かつ、高齢者の居住の用</u>	
	に供するための施設であって、離島振興法	
	(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規	
	定する離島振興対策実施地域において整備	
	されるもの、山村振興法(昭和40年法律第	
	64号)第7条第1項に規定する振興山村に	
	おいて整備されるもの、水源地域対策特別 措置法(昭和48年法律第118号)第5条に規 定する水源地域整備計画に基づいて整備さ れるもの、半島振興法(昭和60年法律第63 号)第2条第1項に規定する半島振興対策 実施地域において整備されるもの又は過疎	

	 地域自立促進特別措置法(平成12年法律第
	<u>15号)第2条第1項に規定する過疎地域に</u>
	おいて同法第6条第1項に規定する過疎地
	<u>域自立促進市町村計画に基づいて整備され</u>
	<u>るものをいう。</u>
<u>(13)~(16)</u> (略各)	<u>(17)~(20)</u> (略)
	(21) この要綱において「サービス付き高齢者
	向け住宅」とは、高齢者の居住の安定確保
	に関する法律(平成13年法律第26号)第5
	条第1項に規定するサービス付き高齢者向
	<u>け住宅をいう。</u>
<u>(17)~(20)</u> (股各)	<u>(22)~(25)</u> (略)
	② この要綱において「転換改築」とは、既
	存の介護療養型医療施設を取り壊して、新
	たに施設を整備することをいう。
	⑵ この要綱において「転換改修」とは、既
	存の介護療養型医療施設について、本体の
	√ 躯体工事に及ばない屋内の改修工事を行う
	<u>ものをいう。</u>
<u>(21) • (22)</u> (服各)	(<u>28</u>) · (<u>29</u>) (服 各)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1地域密着型サービス等整備助成事業の項中

4,270,000円

4,270,000円 (知事が別とはりますののではないできるのでではないできるができるができるができるができませます。) 13,500円 (213,500円) 第1ののでは、10のので

に改め、同表介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項中

有料老人ホームへ転換するものであって、 知事が別に定める要件を満たすもの (1) 大規模特別養護老人ホーム

② 大規模介護老人保健施設

(3) 大規模軽費老人ホーム

(4) 地域密着型特別養護老人ホーム

(5) 小規模介護老人保健施設

(6) 小規模軽費老人ホーム

(7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期 入所施設

(8) 認知症高齢者グループホーム

(9) 小規模多機能型居宅介護事業所

(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所

(11) 生活支援ハウス

を

(12) 有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの

(13) サービス付き高齢者向け住宅へ転換する ものであって、知事が別に定める要件を満たすもの

に改め、同表既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中

介護療	有料老人ホームへ転換するものであって、	定員1人当たり	1,930,000 円
養型医	知事が別に定める要件を満たすもの		
療施設			
から介			
護老人			
保健施			
設等へ			
転換創			
設する			
事業			

を

Γ			
介護療	(1) 大規模特別養護老人ホーム	定員1人当たり	転換創設をする
養型医	② 大規模介護老人保健施設		場合にあっては
療施設	(3) 大規模軽費老人ホーム		1,930,000円
から介	(4) 地域密着型特別養護老人ホーム		転換改築をする
護老人	(5) 小規模介護老人保健施設		場合にあっては
保健施	(6) 小規模軽費老人ホーム		2, 390, 000 円
設等へ	(7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型		転換改修をする
転換創	特別養護老人ホームに併設する老人短期入所		場合にあっては
設を	施設		964, 000 円
し、転			
換改築	(9) 小規模多機能型居宅介護事業所		
をし、	(10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
又は転	(ii) 生活支援ハウス		
換改修	(12) 有料老人ホームへ転換するものであって、		
をする	知事が別に定める要件を満たすもの		
事業	(13) サービス付き高齢者向け住宅へ転換するも		
	のであって、知事が別に定める要件を満たす		
	€ <i>0</i>		

に改める。

別表2の2(2)中

有料老人ホームへ転換するもの

- (1) 大規模特別養護老人ホーム
- (2) 大規模介護老人保健施設
- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 地域密着型特別養護老人ホー
- (5) 小規模介護老人保健施設
- (6) 小規模軽費老人ホーム
- (7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設
- (8) 認知症高齢者グループホーム
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業 所
- (II) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所
- (11) 生活支援ハウス
- (12) 有料老人ホーム
- (13) サービス付き高齢者向け住宅

同表 2 (3) 中

有料老人ホームへ転換するもの

な

を

- (1) 大規模特別養護老人ホーム
- (2) 大規模介護老人保健施設
- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (5) 小規模介護老人保健施設
- (6) 小規模軽費老人ホーム
- (7) 大規模特別養護老人ホーム又は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設
- (8) 認知症高齢者グループホーム
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業 所
- (II) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所
- (11) 生活支援ハウス

に改め、

に改め、

- (12) 有料老人ホーム
- (13) サービス付き高齢者向け住宅

同表 3 (2) 中

介護療 養型医療施設 から介 護老人 保健施 設等へ 転換創 設する 事業 介養療か護保設転設療医設介人施へ創を

し、転

換改築

をし、

又は転

換改修

をする

事業

(1) 大規模特別養護老人ホーム

② 大規模介護老人保健施設

(3) 大規模軽費老人ホーム

(4) 地域密着型特別養護老人ホーム

(5) 小規模介護老人保健施設

(6) 小規模軽費老人ホーム

(7) 大規模特別養護老人ホーム又 は地域密着型特別養護老人ホー ムに併設する老人短期入所施設

(8) 認知症高齢者グループホーム

(9) 小規模多機能型居宅介護事業 所

(II) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所

(11) 生活支援ハウス

(12) 有料老人ホーム

(活) サービス付き高齢者向け住宅

に改め、同表33中

 介護療 養型医 療施設 から介 護老人 保健施 設等へ 転換創 設する
 有料老人ホームへ転換するもの
 介養療が護保設療医設介人施へ

転換創設をし、転し、転

- (1) 大規模特別養護老人ホーム
- ② 大規模介護老人保健施設
- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (5) 小規模介護老人保健施設
- (6) 小規模軽費老人ホーム
- (7) 大規模特別養護老人ホーム又 は地域密着型特別養護老人ホームに併設する老人短期入所施設

を

を

に改める。

別表3中

地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 基準単価に0.10を 乗じて得た額

を

地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 小規模軽費老人ホーム 大規模軽費老人ホーム 生活支援ハウス 基準単価に0.10を 乗じて得た額

に、

小規模多機能型居宅介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所

な

小規模多機能型居宅介護事業所 地域密着型特別養護老人ホーム 大規模特別養護老人ホーム 小規模軽費老人ホーム 大規模軽費老人ホーム 認知症高齢者グループホーム 認知症対応型デイサービスセンター 看護小規模多機能型居宅介護事業所

に改める。

小規模介護老人保健施設 大規模介護老人保健施設 生活支援ハウス

附則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。